

宿泊約款

【適用範囲】

- 第1条
1. 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は習慣によるものとします。
 2. 当施設が、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときには、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申し込み】

- 第2条
1. 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時間
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出が出された時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

- 第3条
1. 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるとき3日間）の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までにお支払いいただきます。
 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときには、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定により料金の支払いの際に返金します。
 4. 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

宿泊約款

【申込金の支払いを要しないこととする特約】

- 第4条 1. 前条第2項の規定に関わらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金お支払いを求めなかった場合および当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

- 第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊申込がこの約款によらないとき
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
 - (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関する法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をおそれがあると認められるとき
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき
 - (7) 栃木県旅館業法施行条例第11条の規定する場合に該当するとき

【宿泊客の契約解除権】

- 第6条 1. 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いのより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第1条第1項の特約の応じた場

宿泊約款

合にあっては、宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当施設は、宿泊客が連絡しないで宿泊日当日の午後8時（予め到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しない場合は、その宿泊規約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当施設の契約解除権】

- 第7条
1. 当施設は次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (5) 寝室で寝たばこ、消防用設備に対するいたずら、その他当施設が定める利用規約の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
 - (6) 栃木県旅館業法施行条例第11条の規定する場合に該当するとき
 2. 当施設が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第8条
1. 宿泊客は、宿泊当日、当施設フロントにおいて次の事項を登録していただきます、
 - (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあたっては国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
 2. 宿泊客が第12項の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券等通貨

宿泊約款

等に、代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

【客室の使用時間】

- 第9条 1. 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。ただし、連続して宿泊する場合においては到着日及び出発日を除き終日使用することができます。
2. 当施設は、前項の規定に関わらず同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは室料の20%
 - (2) 超過5時間までは室料の30%
 - (3) 超過5時間以上は室料の全額

【利用規則の遵守】

- 第10条 宿泊客は、当施設内において当施設が定めた利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

- 第11条 (1) 当施設の主な営業時間は次のとおりとし、その他の施設等詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

イ	チェックイン	15:00～	ホ	朝食	08:00～09:00
ロ	チェックアウト	10:00	へ	入浴	15:00～23:00
ハ	門限	23:00			翌06:00～09:30
ニ	夕食	18:00～20:00			

(当施設の営業時間)

- (2) 前項の時間は、必要上やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

- 第12条 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表1に掲げるところによります。

宿泊約款

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当施設が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けません。

【当施設の責任】

- 第13条
1. 当施設は宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときはその損害を賠償します。ただし、それらが当施設の責めに帰すべき事由によるものではないときはこの限りではありません。
 2. 当施設は、万一の火災に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取り扱い】

- 第14条
1. 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは宿泊客了解を得て、できる限り同一の条件による宿泊施設を斡旋するものとします。
 2. 当施設は前項の規定に関わらず、宿泊施設の斡旋ができないときは違約金相当額の補償金を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当施設の責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

【委託物の等の取り扱い】

- 第15条
1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金ならびに貴重品について滅失、棄損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き当施設はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については当施設がその種類及び価額の明告を求めた場合であって宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。
 2. 宿泊客が、当施設内にお持込になった物品又は現金並びに貴重

宿泊約款

品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、棄損等の損害が生じたときは、当施設はその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第16条
1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
 2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、処分させていただきます。
 3. 前に項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第1項の場合にあたっては前条の1項の規定に準ずるものとします。

【駐車場の責任】

- 第17条
- 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合車両キーの委託の如何に関わらず当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

【宿泊者の責任】

- 第18条
- 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対してその損害を賠償していただきます。

宿泊約款

【別表第1】

宿泊料金の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳	税金（イ、ロ）の精算
宿泊者が支払うべき総額	宿 泊 料 金	1. 宿泊基本料 (室料) 2. 税金 イ.消費税 ロ.入湯税	イ. 消費税 1の8% ロ. 入湯税 中学生以上 1日150円
	追 加 料 金	3. 飲料及びその他の 利用料金 (備品利用等) 4. 税金 ハ.消費税	ハ. 消費税 3の8%

備考) 1 1 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

【別表第2】

違約金（第6条第2項関係）

	当日	前日	2日前	3～7日前	8～14日前
1～30名	100%	50%	30%	20%	
31名～100名	100%	50%	30%	20%	10%

(注) %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を申し受けます。

【宿泊を拒むことができる事由】

第19条 法第5条第3号の規定による宿泊を拒むことができる事由は、次のとおりとする。

1. 宿泊しようとするものが、泥酔者であって他のものに対して著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。
2. 公衆衛生の保持に支障があると認められるとき。